

家族そろつて加入しましょう

～交通災害共済は、2月中旬から申し込みを受付します～

- ◆年間掛金 一人 500円
- ◆通院 一日から見舞金支給

●対象となる事故は？

に申し込まれた場合は、その翌日から平成20年3月31日まで)



●交通災害共済見舞金の請求と期間は？

請求は、災害者本人の預金通帳（未成年の方は、親権者）と印鑑を用紙に必要事項を記入のうえ、掛金を添えて各区長・町代さんまでお申込ください。住民課生活環境交通担当まで直接お申し込みください。（災害の程度が加重して追加請求する場合は、2年以内）

●共済期間は？

申込用紙は、全戸配布します。申込用紙に必要事項を記入のうえ、掛金を添えて各区長・町代さんまでお申込ください。住民課生活環境交通担当まで直接お申し込みください。

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間（4月1日以降

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
☎⑤6578 有線⑥7784

国民健康保険の届け出は14日以内に

国民健康保険（国保）への加入・脱退の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めたり、いつたん医療費を全額負担したりするなど、トラブルの原因となります。
どんなときに国保へ届け出をしなければならないかを知つて、14日以内に忘れずに届け出をしましょう。



	こんなとき	手続きに必要なもの
国保の被保険者になるとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書・印鑑
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	退職したことがわかる証明書など・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書など・印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・被保険者証・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
国保の被保険者でなくなるとき	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被保険者になったとき	国保と職場の健康保険の被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の被保険者証・印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書・被保険者証・印鑑
	死亡したとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑
その他	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書・被保険者証
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしてしまったとき	身分を証明するもの（免許証など）・印鑑

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎⑤6571 有線⑥7784